

編集・発行

公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市敷田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>

2014. 冬・春
No. 63

激動の時代を生き抜く生活衛生営業

(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター理事長
岐阜県生活衛生同業組合連合会長
(岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)

瀧 多賀男



日頃は、行政当局を始め各種関係機関並びに生活衛生同業組合の皆様には、当指導センターの事業推進に格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生活衛生営業を取り巻く経営環境には、最近、大変厳しいいうねりが見られます。

【消費増税について】

そのひとつが、皆様既にご承知の消費増税です。政府は、近時の経済情勢を総合的に判断し、平成26年4月から消費税を8%に引き上げる決定をしたところです。これは、消費者にとって大変厳しい話ではありますが、生活衛生営業等の中小零細規模の事業者にとっても同様、厳しい問題であります。

生活衛生関係の営業者にとっての問題は、消費者、利用者と直接対応することから、増税分を直接価格に転嫁できるか、という問題であります。そのままの価格転嫁は、料金の値上げとなって利用者、消費者離れとなり、逆に売上げの減少を招くことにもなりかねません。一方、転嫁分を抑えるための経費の削減といつても、零細規模の多いこの業界においては、経営体質が脆弱なことから、もはや不可能に近い状況にあります。

もうひとつが、価格表示の問題です。現在の税込表示が、制度上、税込み、又は外税のいずれでも認められる、との情報がありますが、消費者、利用者がまず値段を見て現金で取引するこの業界では、大変重要な問題です。また端数整理の問題もあり、徒に消費者、利用者を混乱に陥れることのないよう切に願うものです。

【防災対策について】

もうひとつが、東日本大震災など大災害に端を発した防災対策です。特に公共的利用の性格が強い、一定規模以上の旅館ホテル等については、平成27年までに建物の耐震化が義務化されました。この対策には多額の経費を要するものであり、関係業界では大きな課題となっています。

また、いざ大災害が発生した場合に備えて、最近、各地で行政との災害支援協定締結の動きが活発になってきました。本県においても、今後検討を重ねていきたいと思いますので、関係の皆様方のご協力をよろしくお願いします。

また最近、全国各地で料理メニュー等の誤表示の事案が発生し、生活衛生関係の業界への信頼に大きく影響を及ぼす事態ともなっており、現在の当業界の経営環境はまさに激動の時代といつてもよく、今こそ各組合が一致結束して組織強化と更なる魅力のある組合運営を構築し、この難局を乗り越えていかなければならないと考えています。

今後も皆様方のお力添えを頂きながら、生活衛生業界の発展を目指して尽力して参りたいと存じますのでよろしくお願いします。



ごあいさつ

岐阜県知事 古田 篤



日頃は本県行政に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このところの経済情勢は、堅調な個人消費等が需要を押し上げたことなどにより、緩やかに回復していると言われているところですが、原材料費の価格上昇による影響や消費税増税が控えていることなどから、生活衛生関係営業者の皆様方におかれましては、先行きを懸念される方も多いことと察しいいたします。

また、昨年来、食材の誤表示の事案等により、消費者である県民の「食の安全・安心」に対する関心は一層高まっているところです。

皆様方には、こうした経営環境におかれましても、地域に根差したきめ細やかなサービスなどの地道な努力により、地域の消費者からの信頼を得ておられることと存じますが、今後も、経営基盤のさらなる安定・強化を図ることにより、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上に努めていただきたく存じます。

このようなときこそ、経営相談や講習会など生活衛生関係営業者のための各種事業に取り組む岐阜県生活衛生営業指導センターを、身近な相談相手として大いにご利用いただき、また各生活衛生同業組合のもとに団結することで、これからも県民の皆様の快適で豊かな暮らしを支えていただきますようお願い申し上げます。

さて、岐阜県では、これまでの行財政改革の取り組みにより、財政の健全化に一定の目処が付きつつあるものの、依然として厳しい財政状況にありますが、平成18年の「全国植樹祭」、平成22年の「全国豊かな海づくり大会」、平成24年の「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を経て、県民の皆様に育まれた「清流の国ぎふ」の誇りや愛着を後世に引き継ぐため、昨年は「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会1周年記念イベント」を開催するなど、本格的な「清流の国ぎふ」づくりを進めています。引き続き、皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、岐阜県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合のますますのご発展と、組合員の皆様方のご健勝をお祈りして、あいさつとさせていただきます。

平成25年度 生活衛生功労者の表彰

栄えある受賞おめでとうございます (敬称略)

本年度の生活衛生功労者として、次の方々が栄えある厚生労働大臣表彰及び全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰を受賞されました。受賞されました皆さま方は、永年にわたり生活衛生同業組合の組織強化と生活衛生業界発展のために顕著な功績をあげられた方々であり、日頃のご研鑽に敬意を表し、心からお祝いを申し上げるとともに、今後とも益々のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。

厚生労働大臣表彰(4名)

クリーニング業 垂井町 渡邊 憲 (渡辺クリーニング)	旅館ホテル 高山市 高垣 義信 (桑谷屋)
飲 食 高山市 榎坂 弘平 (恵の久)	鮨 商 岐阜市 上田 大八 (東寿司)

全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰(7名)

理 容 安八町 乾 静雄	旅館ホテル 郡上市 柳場 信吾	中華飲食 高山市 谷本 泰司
喫茶飲食 岐阜市 入谷 桂子	飲 食 高山市 植野 光二	料 理 各務原市 梶川 道夫
鮨 商 各務原市 竹内 康彦		

岐阜県生活衛生営業指導センターから

後継者育成支援セミナーを開催 ～外食産業を学ぼう～

この事業は、生活衛生業界の経営者の高齢化や後継者難が叫ばれている中、インターンシップを活用して、学生など若者の生衛業に対する職業観の醸成や就業の促進を図るため、実施しています。

本年度は、岐阜県飲食組合の協力を得て、去る8月に岐阜女子大学の学生27名が参加し、JR岐阜駅構内アクティブGの岐阜調理専門学校（学校法人石井学園）を会場として開催しました。

最初は、岐阜都ホテルの杉島アシスタントマネージャーから「接客の基本」について、ホテル・レストラン等におけるサービスの基本（サービスの役割・身だしなみ・動作・ふるまい・言葉遣い）の訓練実習を行いました。

先生の一流の指導に、最初は学生さん達も戸惑った様子でしたが、次第に雰囲気に慣れ、大声で挨拶や礼の訓練実習に励んでいました。

その後、岐阜調理専門学校の調理室で、城南高等専修学校の所調理科主任の指導で、手打ちパスタ作りやマンゴープリン作りの体験実習を行いました。

学生さん達は、講師の鮮やかな手さばきや技術をまねて、パスタ作り等に挑戦して悪戦苦闘し、難しい課題にも臆せず熱心に取り組んでいました。



(成果品) 手打ちパスタとマンゴープリン

これを機会として、今後多くの若者たちが生衛業に一層興味を持ち、そして、より多くの若者がこの業界に新たに参加するなど、生衛業界がより活発な発展をするよう期待するところです。



参加された研修生と講師の皆さん

経営特別相談員研修会の開催

経営特別相談員は、県内生活衛生同業組合からの推薦により、知事から委嘱された方々で、生衛業界の経営力向上、営業の近代化などを目指して、特に融資指導を中心に活躍して頂いています。

この方々を対象として、「経営特別相談員研修会」を9月に美濃市で開催し、県下各地から41名の方々が参加され、熱心に受講されました。

最初は、「生活衛生融資（衛経含む）の推進等」と題して、全国生活衛生営業指導センターの石井指導調査部長の講演があり、景気動向調査における各業界の状況や、経営特別相談員の役割の他、融資制度の有効な活用方法などについて詳しく説明がありました。

続いて、日本政策金融公庫の三浦岐阜支店長から、「金融機関から見た融資判断のポイント」と題しての話があり、融資申込みに対し、金融機関はどの様な点を重視して審査するのか、融資の申請をする際にどの様なことに留意する必要があるかといった内容でした。聴講されている方々は、組合員への指導等に大いに参考になると、熱心に受講されました。



融資判断のポイントについて真摯に聴講される方々

また最後には、川崎市内の商店街や東京都杉並区の商店街における地域活性化策に実績のある、消費生活アドバイザーの西本則子氏を講師に迎え、「生衛業を中心とした地域の活性化」をテーマに、消費者を巻き込んだ商店街振興の取組みの実例やそのノウハウの研修を行ったところです。これは、今後の生衛業も含む地元商店街等、地域の活性化を図るための、消費者も含めた連携促進事業のヒントを探るものでした。

最後に行った、この研修会の評価についてのアンケートでは、参加者の9割以上の方から「非常に良かった」、「良かった」との評価を頂き、有意義な研修を終了することができました。

生活衛生営業の融資連絡協議会の開催

生活衛生営業の近代化、合理化を推進するため、業界の抱える諸課題等について意見交換等を行い、さらなる連携強化を図ろうと岐阜県生活衛生課及び日本政策金融公庫岐阜・多治見支店、各生活衛生同業組合理事長、当指導センターなど関係機関が一堂に会し、7月に下呂市内において融資連絡協議会を開催しました。

会議は、生活衛生貸付の全国及び本県の利用状況、振興事業貸付や衛経資金貸付制度等について、日本政策金融公庫から説明と、公庫融資のさらなる利用促進について要請がありました。



組合、公庫等関係機関により生衛融資の諸問題を協議

続いて、公庫融資の活用と組合の基盤強化をテーマに意見交換等を行い、組合から各業界の現状・動向などの説明のほか、公庫に対して、生活衛生貸付制度のさらなる普及を図るため、既存組合員に対するきめ細やかな営業活動の充実や、新規開業者に融資説明する際など、公庫窓口の応対の改善要求等の要望がなされ、行政に対しては、新規営業許可申請者に、組合加入のメリットを強く働きかけてほしい、といった要望など、活発な議論が交わされました。

その他、全国的に見ても高水準な「岐阜の外食消費」の動向（総務省家計調査結果）や、平成24年度の岐阜県における、女性若者を中心とした創業融資実績の大きな伸び、また全国の各生衛組合に対する国補助事業の最近の取組み状況等、生衛業界を取り巻く最近の話題等について意見交換がなされ、関係者の認識をさらに高めたところです。

今後とも、関係機関が連携を密にして、生活衛生組合の基盤強化を図っていくことを確認しました。

クリーニング業意見交換会の開催

引火性溶剤を用いるドライクリーニング所に係る、建築基準法の用途規制違反の問題について、関係機関による意見交換会が、岐阜県シンクタンク庁舎において9月に開催されました。

この意見交換会は、県建築指導課、県生活衛生課の各担当者及び県クリーニング業生活衛生同業組合の理事長他役員、並びに県指導センターの担当が出席して行われました。

まず、県建築指導課から、この問題に対する近県の取組状況や本県における現在までの経緯の説明があり、今後の対応方針については、隣県及び県内特定行政庁（県及び県内6市）が同一歩調をとることで、許可基準（新基準）を定めたい意向が示されました。

クリーニング業組合からは、前回までは県が他県に先駆けて実施することないと聞いていたこと、違反建築物等の改善に対する緩和措置（許容範囲の拡大）や、改善計画書の提出や改修費用等に多額の費用がかかることから事業者の負担を軽減する措置を望んでいたが、何ら進展もないこと等の意見が出ました。



クリーニング組合、県、指導センターとの意見交換

これに対して県からは、事業者から新基準による申請書が出された場合、あるいは、他県にまたがる事業者から新基準による申請書が出された場合に新基準で対応する必要があることから、他県に先んじて本県が実施することはないが、同一歩調で対応することは必要と考えられるので、他県の推移を見ながら同一で実施したい、との回答があり、今後とも、関係機関が連携を密にして、特に、クリーニング組合の意見、考え方等は、県・市の建築審査会に十分説明する、との方針を頂いたところです。

県補助金の確保に向けて * * * 組合活性化補助金 * * *

生活衛生関係業界の健全な発展、振興を図るため、県からは10年間にわたって年間300万円が、各組合の活性化補助金として交付されていました。この補助金については、県財政事情の悪化のため平成22年度から全額「一時凍結（休止）」の措置がとられています。

岐阜県生活衛生同業組合連合会としては、業界の活性化を促進するため、本年度においても、補助金交付の早急な復活を懇意長名により要望を実施したところです。

県の厳しい財政環境下ではありますが、今後も業界の振興のため、早期復活交付の実現に向けて努力していきます。

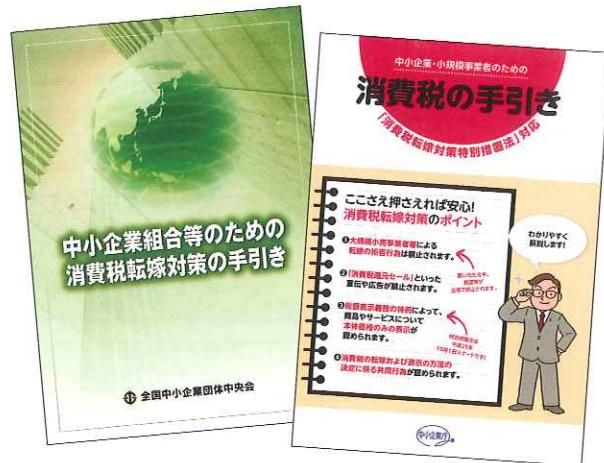
消費増税への対策について

平成26年4月から実施される消費増税については、生活衛生関係の営業者にとっては、価格転嫁の問題や、それに伴う料金の値上げ等厳しい問題があります。増税分を直接価格に転嫁すると、料金の値上げとなって利用者、消費者離れとなり、逆に売上げの減少を招くことにもなりかねません。

もうひとつが、価格表示の問題です。現在の税込表示が、制度上、税込み、税抜きのいずれでも認められるようになりますが、消費者、利用者がまず値段を見て現金で取引するこの業界では、大変重要な問題です。

また価格表示には端数整理の問題も含まれ、価格転嫁と併せて、この消費増税に対し、業界として今後どう対応していくべきなのか、については厳しい問題で、今後の見通しを立てるのが難しい状況です。

そこで12月に、中部経済産業局消費税転嫁対策室から講師を招き、消費税転嫁対策についての講習会を実施しました。このなかで、今般の消費税の引上げの概要はもとより、平成25年10月に施行された「消費税転嫁対策特別措置法」による消費税転嫁のルール、価格表示の方法等についての説明がなされ、それに対する質疑や意見等活発な議論がなされました。



消費税転嫁対策の講習資料等

「岐阜県生活衛生課」からのお知らせ

◆専用入浴着の着用にご理解を

乳がん等の手術を受けられた方の中には、傷あとを気にせず入浴するため、旅館ホテルや公衆浴場において「専用入浴着」の着用を希望される方がいらっしゃいます。入浴される皆様、営業者の皆様にご理解とご配慮をお願いいたします。

「専用入浴着」とは

乳がん等、傷あとが残る手術を受けた方が、人目を気にすることなく入浴を楽しめるように、傷あとをカバーするために開発された入浴着です。入浴直前に着用し、浴槽に入る前に付着した石鹼をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用すれば衛生管理上問題はありません。

岐阜県からのお知らせ

手術後の傷あとをカバーする専用入浴着の着用にご理解をお願いします。

乳がん等の手術のあとを気にせずに、入浴を楽しめるよう専用入浴着を着用される方がいらっしゃいます。入浴される皆様、営業者の皆様、ご理解とご配慮をお願いします。

入浴着と
乳がん等、傷あとが残る手術を受けた方が、人目を気にすることなく入浴を楽しめるように、傷あとをカバーするために開発された専用の入浴着です。

衛生面について
専用の入浴着を浴槽に着用し、浴槽に入浴時に付着した石鹼をよく洗い流すなど、清潔な状態で使用する場合は衛生管理上問題はありません。

問い合わせ先
岐阜県健康福祉部保健医療課（がんに聞かること）
岐阜県健康福祉部生活衛生課（入浴施設に関する事）TEL058-272-1111（代）

乳がんは、早期発見、早期治療で完治する可能性が高い病気です。
毎月1回は自己検診を実施し、2年に1回はがん検診を受けましょう。



“Sマーク”は、消費者の皆さんにご利用いただく際の安全・安心の目印です。マークのある理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、Safety [安全]・Standard [安心]・Sanitation [清潔]の3つのSをお約束させていただきます。

選んで安心 Sマークのお店

詳しくは岐指導センター、または各生活衛生同業組合へ

税務相談のご案内

当指導センターでは生活衛生業の皆様を対象に「税に関する相談」を開催しますので、お気軽にご利用ください。

○開催時間：午後1時～午後4時 ○相談員：各地区の担当税理士 ○相談は無料で秘密は守られます。

税務相談日程表

地区	相談日	会 場	電話番号	担当税理士
岐阜北	2月18日(火)	岐阜市千石町1-16 岐阜北税理士会館内 名古屋税理士会岐阜北支部	058-263-2273	伊藤 順治
岐阜南	2月17日(月)	岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階 名古屋税理士会岐阜南支部	058-274-0658	高木 勢生
大垣	2月27日(木)	大垣市西長町1 大垣税理士会館内 名古屋税理士会大垣支部	0584-74-6668	棚橋 敏行
関	2月18日(火)	関市一本木町71-1 関税理士会館内 名古屋税理士会関支部	0575-24-6093	石井 聰子
多治見	2月17日(月)	多治見市音羽町4-25 多治見税理士会館内 名古屋税理士会多治見支部	0572-25-4444	小島 基英
中津川	2月17日(月)	恵那市大井町211-4 山村祥弘税理士事務所	0573-22-9702	山村 祥弘
高山	2月17日(月)	高山市江名子町521-8 小川純二税理士事務所	0577-32-3921	小川 純二

税務署からのお知らせ

平成26年1月から、 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となりました。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

税制が変わりました！



■帳簿書類の保存期間

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年



詳細は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。



「岐阜県県民生活相談センター」からのお知らせ

正しい表示で信頼を届けましょう～景品表示法のお話～

最近、ホテルや飲食店において、メニュー表示とは異なる食材を使用して料理を提供していたことが判明しました。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ際の重要な基準となります。しかし、それらの表示が実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示であった場合、消費者は自動的で合理的な選択ができなくなるおそれがあります。このような不当表示から一般消費者の利益を守るために法律が景品表示法です。景品表示法は顧客を誘引するために利用するあらゆる表示を規制の対象とし、紙に記載されたものや、インターネットによるものはもちろんのこと、口頭によるものも規制の対象となります。

禁止となる不当な表示は以下の3種類があります。(▽は事例)

①優良誤認表示(品質・規格、その他の内容に関する表示)

▽「国産有名ブランド牛の肉」と表示しながら、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。

②有利誤認表示(価格、その他の取引条件に関する表示)

▽「チラシに地域で一番の安さ」と表示しながら、実際には周辺の酒店の価格調査をしていない根拠のないものだった。

③指定告示表示(6種類のうち食品に関するものを抜粋)

▽パッケージにミカンの写真を掲載しているが、実際には無果汁だった。

▽パッケージにA国の国旗が描かれているが、実際にはB国で生産されているものだった。

▽チラシに「先着30名様限定」と記載されていたが、実際には5名分しかなかった。

不当表示の判断は、「実際の商品・サービスよりも著しく優良又は有利である」かによりますので、単なる誤表示では直ちに法違反とはなりませんが、業界の慣行や表示を行う事業者の認識ではなく、受け手である一般消費者にどう認識されるかという観点で判断されます。また、「著しく」とは一般的に許される範囲を超えて、一般消費者の商品・サービスの選択に影響を与える場合を言い、表示上の文章、図や表、写真などだけでなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識により総合的に判断することとなります。法違反が認定された場合には、国や都道府県が事業者に対して表示の改善命令や指示をすることができます。詳しくは「岐阜県消費者の窓」の「事業者の方々へ～景品表示法関係～」のコーナーをご覧下さい。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shohi-seikatsu/sodan/horei/keihinhyoujiho.html>

「岐阜県少子化対策課」からのお知らせ

「ぎふっこカード」のお店 登録募集

県では子育て家庭を社会全体で応援する「子育て家庭応援キャンペーン」を展開しています。

18歳未満のお子さんをお持ちのご家庭に「ぎふっこカード」をお配りし、この事業にご参加いただいた店舗等でカードを提示すると買い物での割引やポイント加算など、さまざまな特典が受けられる制度です。

現在、「ぎふっこカード」は子育て家庭に約34万枚を配布しております。

また「子育て家庭に優しいお店」として特典をご提供いただいている店舗は3,264店舗(平成25年7月末)となっております。

この「子育て家庭に優しいお店」としてご協力いただける店舗を募集しています。

たとえばカードを提示することで、小売店では「5%オフ」「ポイント2倍」、飲食店では「お子様にドリンク1杯プレゼント」「お子様ランチ50円引き」のような特典をご提供いただけないでしょうか。「子育て家庭を地域全体で応援する」という趣旨をご理解いただき、多くの店舗のご参加をお願いします。

詳しくは岐阜県環境生活部 少子化対策課までお問い合わせください。

電話番号 058-272-8077

E-mail c11167@pref.gifu.lg.jp

HP [ぎふっこカード](#)





社交飲食業組合

組合マスコットキャラクターのパレード

組合では、10月の岐阜市「ぎふ信長まつり」において、組合オリジナルキャラクター「ピンクうさ交」を先頭に、飲酒運転根絶、暴力団排除、無許可営業撲滅の啓発のぼりを掲げ、岐阜中警察署、岐阜市役所の協力を得て、役員・組合員が岐阜市の柳ヶ瀬本通りや歩行者天国を、ちらしを配りながら大パレードしました。



目抜き通りをパレードする組合関係者

組合オリジナルカクテル「ピンククローバー」の提供

また、この信長まつりでは併せて、オリジナルカクテル「ピンククローバー」を、岐阜市柳ヶ瀬本通りの「柳ぶら楽市」においてPRのため販売しました。

このカクテルは、岐阜県産の養老レングリキュール、長良天然白ワイン等、地元の材料を組み合わせて、組合独自で作られたものです。

当日は、岐阜バーテンダー協会の皆さんの協力のもと、来訪された方々に勢いよく提供しましたが、色もピンクで心地よく、アルコール度数も13%と低くて、特に女性の方々には飲みやすい、と大変好評でした。また併せて組合員のお店マップも配り、組合店のPRも行いました。多くの愛飲家の方々からは、嬉しい励ましの言葉をたくさん頂いたところです。



ピンククローバーを試飲する来訪の方々

JASRAC

Connect!



人と音楽をつなぐこと、それがJASRACの役割です。

お店でCDを流すときもJASRACにお手続きを

一般社団法人 日本音楽著作権協会 中部支部
名古屋市中村区名駅南1-24-30 名古屋三井ビル本館13階
Tel.052-583-7590

21世紀——観光岐阜のアミューズメントをリードする岐阜観光グループ●●●

● 飲食部門

レセプションバー ムーランルージュ

● パチンコ・スロット部門

パチンコ スロット OH Ichioku OH一俊

スロット Aladdin アラジン

スロット Major KURONO

スロット Major OONO

● パーキング部門

岐阜観光 PARKING OH

岐阜観光 PARKING OH 西柳ヶ瀬

PARKINGI PARKINGII

● サービス部門

G.K.K ケロやんショップ

GKK 岐阜観光株式会社

岐阜市若宮町4丁目8番地 TEL(058)265-5416(代)

飲食組合・喫茶飲食組合 中華飲食業組合・鮨商組合

お客様大感謝祭の実施

飲食組合ほか4組合では、平成26年夏の合同企画として、神戸・九州・瀬戸内海クルーズ旅行や優待券、組合加盟店での食事券が当たる抽選会を実施します。



この企画を機会に、組合員店舗の販売促進やお客様への謝恩を通じて、さらに組合の活性化を図ります。



公衆浴場業組合

組合では、次のとおりホームページを開設しました。ぜひご利用下さい。

URL <http://1010gifu.com>
Mail sentou@1010gifu.com

国の全額補助金活用の取組み紹介



喫茶飲食組合

「スマートフォンを活用した喫茶店の情報提供」事業

岐阜は、コーヒーなど喫茶店の消費が全国でもトップクラスです。喫茶飲食組合では、さらに組合員店舗の活性化を図るために、平成25年度の厚生労働省の全額補助事業として、店舗情報提供の充実化に取り組みました。

これは、特に最近普及が著しいスマートフォン向けに、GPS座標の位置情報をもとに、喫茶店地図情報の提供から、さらに各会員喫茶店ホームページ（現在100店舗程度）にリンクするシステムを開発したことです。これにより、特にスマートフォンを愛用している若い人向けに、携帯端末から直接組合員店舗を案内し、その利用促進を図ることとします。

スマートフォンの閲覧操作流図（スマホ操作流図）



日本政策金融公庫 よくあるご質問 (FAQ)



日本政策金融公庫

生活衛生貸付は、政府全額出資の日本政策金融公庫（旧：国民生活金融公庫）が取扱っています。そこで公庫に寄せられる質問をいくつかご紹介しましょう。

Q1 どのような資金が融資の対象になりますか？

A1 事業に必要な運転資金や設備資金が対象になります。事業資金であれば、商品仕入や手形決済などのための運転資金、店舗の新築・増改築、機械や車両の購入などの設備資金のいずれにも幅広くご利用いただけます。

*ただし、店舗付き住宅を購入される場合の住宅部分は対象になりません。



Q2 公庫資金を利用して返済の途中ですが、返済が完了しないと新たな借入はできませんか？

A2 資金が必要な場合は、ご返済の途中でも、お申込みいただけます。ご利用限度額の範囲内であれば、重複してご利用いただけます。

Q3 借入する際の金利はどのようにになっていますか？

A3 融資制度、お使いみち、ご返済期間及び担保・保証人の有無などによって異なる金利が適用されます。ご契約時の金利が最後まで適用される固定金利となっています。

組合加入者に限られた有利な融資制度のご案内

店舗の新築や増改築、設備の更新など、或いは経営改善のための資金が必要な場合、生活衛生同業組合の加入者向けに次のような有利な融資制度があります。是非ご利用下さい。

参考

最近5カ年の借入申込額は
・設備資金70万円～5,000万円
・運転資金30万円～1,000万円 となっております。(当センター扱い分)

組合加入者向け融資

振興事業貸付

借入対象	設備資金・運転資金
借入限度額	設備:1億5千万円以内 運転:5,700万円以内
返済期間	設備:18年以内 (うち据置2年以内) 運転:5年以内 (うち据置半年以内)
利率(年利)	設備:0.40%～2.70% 運転:1.05%～3.65%
担保等	担保・保証人等 必要

生活衛生改善貸付

無担保・無保証で利用できます

借入対象	設備資金・運転資金
借入限度額	設備、運転あわせて 1,500万円以内
返済期間	設備:10年以内 (うち据置2年以内) 運転:7年以内 (うち据置1年以内)
利率(年利)	設備資金、運転資金ともに1.60% (返済期間にかかわらず利率は一定)
担保等	担保・保証人等 不要

申込先 各生活衛生同業組合または
県生活衛生指導センターまで

組合未加入者向け融資(参考)

一般貸付

借入対象	設備資金のみ
借入限度額	設備:7,200万円以内
返済期間	設備:13年以内 (うち据置1年以内)
利率(年利)	設備:1.45%～3.75% 運転:貸付制度はありません
担保等	担保・保証人等 必要

申込先 県生活衛生指導センターまで

(注) 利率は、平成25年11月14日現在のものです。
返済期間、借入対象、担保・保証人の有無等によつて利率は変わります。
借入限度額は、業種により異なります。
詳細については、下記相談窓口へご相談下さい。

事業資金のご相談は次の窓口へどうぞ

- 県生活衛生指導センター(058-216-3670)
- 各生活衛生同業組合(巻末名簿参照)
- 日本政策金融公庫(旧「国金」)
岐阜支店(058-263-2136)
多治見支店(0572-22-6341)

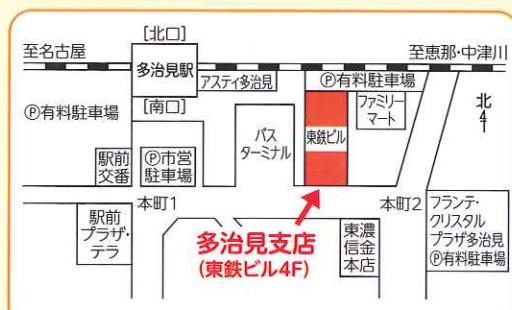
日本政策金融公庫 多治見支店移転のお知らせ

日本政策金融公庫多治見支店は、平成25年10月より、
多治見駅南口前の東鉄ビル4階に移転しましたので
お知らせします。

(当店には駐車場がありません。周辺の有料駐車場をご利用下さい。)

新住所 〒507-0033

多治見市本町2-70-5 東鉄ビル4F
TEL (0572) 22-6341
FAX (0572) 22-3234
(TEL、FAXとも変更なし)



生活衛生同業組合への加入について

- 「生活衛生同業組合」とは、法律(生衛法)に基づき、岐阜県知事から設立認可を受け、厚生労働省と岐阜県の指導監督のもとに運営され、国や県から業界を代表する団体として公式に認められています。
- 岐阜県には、次の14の業種組合があります。どなたでも加入できます。お気軽にご相談下さい。

組合名	郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	理事長
 岐阜県美容業生活衛生同業組合	500-8305	岐阜市沖ノ橋町3-3 岐阜県美容会館	058-254-0861 058-254-1377	山口 雅生
 岐阜県理容生活衛生同業組合	500-8171	岐阜市高森町1-17 岐阜県理容会館	058-264-2595 058-263-5360	滋野 昭和
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	500-8314	岐阜市鍵屋西町1-75 岐浴会館	058-252-1457 058-252-1457	中村 逸郎
 生活衛生同業組合岐阜県映画協会	500-8876	岐阜市日ノ出町1-20 ロイヤル劇場ビル4F	058-264-0161 058-266-5048	篠田 元弘
 岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	500-8289	岐阜市須賀4-8-4 岐阜県クリーニング会館	058-273-7727 058-273-7727	田中 康雄
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	500-8812	岐阜市美江寺町1-16	058-262-7461 058-262-2476	瀧 多賀男
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-214-7664 058-240-5792	吉田 弘
 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-247-2815 058-247-2815	武藤 八紘
 岐阜県飲食生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-240-5619 058-240-5792	河本 敏明
 岐阜県料理生活衛生同業組合	500-8841	岐阜市高野町2-1	058-262-2845 058-262-2845	堀 三三男
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	500-8828	岐阜市若宮町4-8 岐阜観光パーキングOH2F	058-262-7314 058-262-7314	大野 邦博
 岐阜県食肉生活衛生同業組合	500-8266	岐阜市境川5-148	058-273-6011 058-274-8248	熊崎 金良
 岐阜県鮨商生活衛生同業組合	500-8113	岐阜市金園町4-20	058-215-7007 058-215-7847	林 照男
 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	501-2105	山県市高富井ノ表227-4 岐阜アグリフーズ(株)内	0581-27-3766 0581-22-1536	荒井 幹広

店舗の改装、設備の更新など、 又は運転資金の借入をお考えの方々へ ……営業相談室のご案内……

岐阜県生活衛生営業指導センターでは生衛業の皆様の経営の健全化・衛生水準の維持向上のため、営業相談室を設けております。

融資相談・経営相談などお気軽にご利用ください。

○指導センター相談室は
毎日午前9時～午後5時まで
(土日・祝祭日を除く)



公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター

〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-12 県シンクタンク庁舎3F
TEL 058-216-3670 FAX 058-274-8011 URL <http://www.seiei.or.jp/gifu/>

この冊子は岐阜県の補助金を受けて作成しています。